

まちづくり交付金「佐伯市中心市街地地区」における事後評価（最終）の公表及び意見を募集します

本市では、国土交通省の事業採択を受け、「佐伯市中心市街地地区」においてまちづくり交付金を活用し、大手前・仲町・山際周辺地区の石畳みや案内サインの整備を進めてきました。事業期間は平成16年度から平成20年度の5箇年で、平成20年度に最終年度を迎えました。

このたび、事業最終年度にあたり取り組みの成果を評価する事後評価の最終結果を作成し、市民のみなさまから事後評価に対するご意見をいただき、今後のまちづくりの参考とさせていただきたいと考えております。

【まちづくり交付金とは】

地域主導の個性あるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業等の実施に要する経費に対し、国から交付されるものです。

【事後評価の目的】

まちづくり交付金事業では、事業実施前の計画段階で目標となる数値目標を設定し（詳細については都市再生整備計画（下記 PDF ファイル参照））、事業最終年度に取り組みの成果を評価する事後評価を行い、目標の達成状況等の確認や今後のまちづくり方策の検討を行うこととなっています。

なお、佐伯市中心市街地地区については、今後、まちづくり交付金の第2期計画（H22～H26）が予定されており、今回の事後評価の結果を活用して今後のまちづくりにつなげていくこととしています。

【今後のスケジュール】

- 1 事後評価（最終）の公表及び意見募集 平成21年4月1日（水）～平成22年4月1日（木）

【事後評価（最終）】

佐伯市中心市街地地区 事後評価（最終）

【事業実施計画】

佐伯市中心市街地地区 都市再生整備計画

【最終結果公表及び意見募集期間】

平成21年4月1日（水）から平成22年4月1日（木）までの間
午前9時～午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日は除く）

【閲覧場所】

佐伯市役所 本庁舎2階 企画課 まちづくり推進係

【意見の提出方法】

郵便、ファクシミリ、閲覧窓口への書面での提出。

様式は自由。「佐伯市中心市街地地区 評価原案の意見」の題名と名前、住所を明記し意見を提出してください。

【提出先】

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号
佐伯市 企画商工観光部 企画課 まちづくり推進係
電話 0972-22-4059
FAX 0972-22-3124